

国際室

編集：日本弁護士連合会
国際室

たより

No. 22

(主な内容)

知っていますか？ロースクール客員研究員留学制度
ニューヨーク大学ロースクール(NYU)留学体験記
カリフォルニア大学バークレー校(UCB)留学体験記
イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校(UIUC)留学体験記
ILO(国際労働機関)駐日事務所での弁護士インターン制度始まる！
ドイツにおける法曹制度調査報告
「弁護士は絶滅種か？」-ABA年次大会で宇都宮会長がスピーチ
第23回LAWAISIA大会報告-インド・デリー

知っていますか？ロースクール客員研究員留学制度

●日弁連ロースクール留学制度とは？

当連合会は、ニューヨーク大学ロースクール、カリフォルニア大学バークレー校ロースクール、イリノイ大学ロースクールとの協定に基づき、毎年、公益活動弁護士を各校に1名ずつ推薦しています。推薦された会員は、各校のロースクールで客員研究員として受け入れられ、1年間、公益活動に関する研究、日本の公益弁護士活動についての情報発信をすることが可能です。

●受け入れ先が増えました！

来年度からは、世界でも著明な国際人権分野の教授陣が揃うイギリスのエセックス大学ロースクールが新たな留学先に加わりました。しかも、同大学人権センターに客員研究員として所属するか、LL.M.(国際人権法コース)に所属し、法学修士号の取得を目指すかの選択も可能となっています(但し客員研究員よりも高い英語力が必要です)。

●新たに活動支援費が支給されます！

2010年度の留学生より、帰国後、原則として100万円の活動支援費が当連合会から支給されることが新たに決まりました。

●応募して下さい！

日本での公益活動経験を活かして海外のロースクールで研究、情報発信し、さらなるキャリアアップを図りたい方。国際室では、あなたのご応募をお待ちしております。

(囑託 北村聡子)

この制度に基づき、これまで合計30名の会員が留学しています。詳しい募集要項は、当連合会のホームページ内で、「留学」と検索するか、国際室(03-3580-9741)までお問い合わせ下さい。

ニューヨーク大学ロースクール(NYU) 留学体験記

私は、2009年夏から約1年、NY大学に客員研究員として留学していました。私が所属していたUS Asia Law Instituteは、中国法の大家であるJerome A.Cohen教授と、日本法等を専門とされるFrank Upham教授がCo-Directorをされており、毎週、様々な研究者などがゲストスピーカーに來られ、シンポジウムを主催したりしていました。また、同Instituteには、私以外にも、中国・台湾の法曹・研究者など十数名が所属していましたが、研究者間の仲も良く、楽しい雰囲気の中、過ごすことができました。

私の研究分野は、児童虐待に関する法制度でしたが、興味のあるクラスは、基本的に何でも聴講することが可能です。私は、家族法などの講義を聴講し、子どもの権利や児童虐待制度における親の権利に関する各ゼミにも参加しました。また担当教授のアレンジで、家庭裁判所、児童虐待に関する行政機関などを訪問することができました。

この留学制度は、試験や単位に縛られることなく、自分の興味ある研究を自分のペースで行うことができます。しかし、やはり1年という期間は短く、さらにアメリカ法について学びたくなった私は現在インディアナ大学のLL.M.に留学中です。NY大学での経験が、更なる留学というステップを作ってくれたと思っています。(小原路絵・京都)



NYUの学生と

カリフォルニア大学バークレー校(UCB) 留学体験記

2009年度の客員研究員としてUCBへ留学し、2010年度も引き続き留学しています。留学の目的はアメリカにおける犯罪被害者の支援制度の研究でしたが、UCBではドメスティック・バイオレンス法(DV法)の授業を聴講しました。この授業を担当するNancy Lemon教授は、DV法の先駆者であり人格的にも素晴らしく、この方に出会えただけでもUCBに留学した甲斐があったと思います。このLemon教授の紹介で、DV被害者のためのワンストップセンターへの訪問、法曹関係者に対する教育や会議、カリフォルニア州議員に対するロビー活動への参加、DV法廷を聴講することができました。また、個人的にはカリフォルニアとニューヨークの病院、警察、検察庁、シェルター、市役所その他の機関にも訪問することができました。プライベートではUCB国際室が提供するホストファミリープログラムに応募し、素晴らしいホストファミリーに出会うことができたり、英語をボランティアで教えてくれる学生にも出会えました。英語が思うように上達せず、やきもきすることも多々ありますが、多くの人に出会い、自分の狭い観念を打ち破ってもらうことができ、思い切って留学して良かったとつくづく思います。(小林陽子・東京)



右から2番目が筆者

イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校(UIUC) 留学体験記

リーガルクリニックを研究するためイリノイ大学に留学しました。留学中はイリノイ大学で研究するだけでなく、中西部を中心に他の都市にも出張し、計11校のロースクールのクリニックに訪問し、4つの学会に参加しました。他の大学でも客員研究員として授業を聴講させてもらうなど、面倒見がよいという中西部気質を実感する貴重な経験ができました。ロースクールの他にもlegal servicesやpublic defender officeに訪問し、アメリカの法律扶助を支える弁護士と交流し、その仕事に対する情熱に感銘を受けました。アメリカでは、リーガルクリニックは法律扶助の一環であり、法律扶助に関わる弁護士がロースクール教員に転身し、リーガルクリニックを通じて低所得者など司法アクセスに障害を持つ者の法的需要に対する学生の感受性を豊かにさせる教育を行っています。市民のための司法改革の一環として設立された法科大学院が見習うべき点は多いと思います。本留学制度は、派遣先の大学を研究拠点としながらも、積極的に外に出て、米国の法制度を自分の視点で自由に研究することができる制度です。日本の法制度に問題意識を持つ方は、是非本制度を利用して米国に留学することをお勧めします。(藤井靖志・鹿児島)



イリノイ大学の研究室にて

ILO(国際労働機関) 駐日事務所での 弁護士インターン 制度始まる！

本年度より、ILO駐日事務所での弁護士インターン制度が始まります。既に、修習生においては、選択型実務修習の一環として、ILO、UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)、IOM(国際移住機関)等の各駐日事務所でのインターンの受け入れが行われています。ILO駐日事務所では、昨年度より修習生インターン制度が開始されましたが、ご担当の大間知氏からは、「修習生の方には、短期間で、専門性の高い効率的な仕事をしていただけた」とのコメントをいただきました。そこで、今般、さらにインターンの専門性を高め、若手の会員を対象として、3~6カ月の期間、パートタイム等の形式によりILOの業務を経験する弁護士向けインターン制度

が開始されることとなりました。具体的な業務の内容は、主に、①日本の労働法や、社会労働情勢に関する調査・本部への報告、②ILOの業務・活動について日本での広報支援(イベント・セミナー開催準備、資料作成等)となります。ILOの目指すディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の普及に向けて、弁護士の専門性を活かした活躍が大いに期待されます。

将来、国際機関への就職を目指す方や、国際活動に関心のある会員の方々にとっては、日本にいながらにして、国際機関での経験を積む非常に貴重な機会です。ご興味のある方は、当連合会国際課(03-3580-9741)までお問い合わせ下さい。(囑託 森本周子)

